

相続手続きの流れ

項目	内容	予定日	委託
死亡届の提出	死亡を知った日から 7日以内 に市区役所・町村役場に死亡診断書を添えて提出します 市営葬等の場合は葬儀の前に、死亡届を提出しなければなりません		
遺言書有無の確認	死亡者(被相続人といいます)の遺言書があるかどうかを確認します 遺言書の有無によりその後の手続きは大きく変わってきますので、遺言書がある場合のフローは別紙を参照してください。		
通夜・葬儀			
法定相続人の調査	被相続人の戸籍簿・除籍簿・原戸籍簿等から、民法で定められている相続人(法定相続人)を調査・確定します		○
遺産の調査・評価	被相続人の負債も含めた相続財産を調査し、不動産・有価証券などは評価額を算出します。財産が明らかになっていない事も多く、遺産の調査には比較的時間がかかります		
財産目録の作成	財産を一覧にした目録を作成し、分割協議の際に利用します。		○
相続税の試算	分割協議の前に取得方法による節税額のシミュレーションを行い、概算の相続税を試算します		●
相続の放棄・限定承認	相続財産で債務が多いときは、相続の放棄や限定承認手続きをします 手続きは家庭裁判所で行い、相続開始後 3ヶ月以内 にしなければなりません		○
準確定申告	被相続人が確定申告をされていた場合は、死亡から 4ヶ月以内 に所得税の申告をしなければなりません。これを準確定申告といいます。準確定申告は相続人が連署で申告します		○
遺産分割協議	相続人間で相続財産をどのように分割するかを協議します 分割協議は相続人全員出席が原則です		

相続手続きの流れ

遺産分割協議書作成	分割協議が無事終了すれば遺産分割協議書を作成します。 遺産分割協議書は名義変更・相続税納付の際に必要です		●
登記・名義変更	預貯金や不動産などの解約・名義変更をします		○
相続税納税	相続税の納税期限は死亡から 10ヶ月以内 です		●

● : 基本業務

○ : オプション業務